

公益社団法人米沢有為会

総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人米沢有為会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第4章（総会）に規定する総会の議事の方法に関し必要な事項を定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 招集手続等

(招集の手続)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- (5) 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については開催日の前日までに済すべき旨
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、総会の開催日の2週間前までに、定款5条第2項に定める一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員である正会員（以下「会員」という。）に対して書面でその通知を発しなければならない。
2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席票その外必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 事業年度の末日現在における会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会及び翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する会員とする。

第3章 会員等の出席

(会員の出席)

第5条 総会に出席しようとする会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などに

より、その資格を明らかにしなければならない。

(会員代理人の出席)

第6条 会員の代理人として出席しようとする者は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(役員の出席義務)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(会員以外の者の出席)

第8条 本会の事務局職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補佐するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第4章 議長

(資格)

第9条 総会の議長となる者は、定款第17条の定めによる。

(権限)

第10条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 会員として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第11条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

2 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

第5章 議事

第1節 開会

(開会の宣言)

第12条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第13条 議長は、会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を通知しなければならない。

(出席状況の報告)

第14条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、総会の会員の出席の状況を会場に報告しな

なければならない。

2 前項の報告は、本会の事務局職員をして行わせることができる。

第2節 議題の審議

(議題の付議)

第15条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第16条 議長は、議題を付議した後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 法人法第43条、第44条又は第49条第3項の規定による会員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

第3節 発言

(発言の許可)

第17条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第18条 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第19条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第20条 会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

第4節 質問

(説明義務者)

第21条 会員の理事に対する質問の説明は、その指名した理事が行う。

2 会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第22条 理事又は監事は、会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第23条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本会その他の者（当該会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第5節 動議

(修正動議)

第24条 会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第25条 会員は、総会の運営又は議事進行に関して動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第26条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

第6節 休憩等

(休憩)

第27条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

第7節 審議の終了及び採決

(質疑・討論の打ち切り)

第28条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする会員などがある場合でも、これを打ち切って審議の終了を宣言し、採決することができる。

(採決)

第29条 議長は、採決を各議案ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。ただし、定款第17条第3項に定める理事又は監事を選任する議案を決議する場合を除く。

2 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決の順序)

第30条 議長は、原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席会員の範囲)

第31条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた会員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した会員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した会員の議決権の数

2 前項第3号及び第4号において、議決権行使書面を提出した会員の議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限る。

(修正案に対する議決権行使書面等の取扱い)

第32条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された前条第2項の議決権の行使は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権の行使は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

2 法人法第55条第1項及び第2項並びに第109条第2項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして取扱う。

(採決の方法)

第33条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決結果の宣言)

第34条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

第8節 終了

(延期又は継続)

第35条 総会を延期又は継続する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに会員に通知しなければならない。

い。

4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第36条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは継続が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第37条 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならないが、また議長及び出席した理事はこれに記名押印しなければならない。

3 前項の議事録は、総会の日から10年間、その主たる事務所に、また従たる事務所には5年間その写しを備え置かなければならない

(欠席者に対する報告)

第38条 招集権者は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した会員に対し適宜な方法により報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第39条 総会の事務局には、総務部長理事がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第40条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則 (平成23年6月25日総会決議)

1 この規則は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日(平成25年7月1日)から施行する。

2 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表 議事録記載事項

1 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法)

2 議事の経過の要領及びその結果

3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する会員があるときは、当該会員の氏名

4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき

ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

5 総会に出席した理事及び監事の氏名又は名称

6 総会の議長が存するときは、議長の氏名

7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名